

Ⅲ. (仮称) 松本市公契約条例骨子 (案)

1 条例制定の目的

この条例は、公契約に関する基本理念、市、受注者等の責務その他公契約の基本となる事項を定めることにより、公契約の適正な履行及び品質の確保、地域経済の健全な発展、公契約に従事する労働者の適正な労働条件等の確保、社会的課題の解決に資する取組みの推進等を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定します。

2 主な用語の定義

(1) 公契約

市が発注する契約及び公の施設の指定管理に関する協定をいいます。工事、業務委託など、市が結ぶ契約は全て公契約となります。

(2) 特定公契約

(1)の公契約のうち、7に規定する労働環境報告書（労働関係法令の遵守状況のチェックシート）の提出対象となる契約のことで、その範囲は規則で定めます。

【規則で定める特定公契約の範囲 (案)】

特定公契約の範囲は次のとおりとします。

(①一定金額以上の工事、②契約における人件費割合が高いことから低価格での落札等が賃金を始めとする労働条件の悪化につながる可能性が高い業務)

- 1 予定価格1億円以上の工事（随意契約は除く。）
- 2 予定価格10万円以上の業務委託のうち、次に該当するもの（随意契約は除く。）
 - (1) 施設の清掃業務
 - (2) 施設の警備業務（機械警備は除く。）
 - (3) 施設の電話交換・受付業務
 - (4) 施設の宿日直業務
- 3 指定管理者との協定のうち、公募によるもの

(3) 受注者

本市と(1)の公契約を締結する者をいいます。

(4) 特定受注者

本市と(2)の特定公契約を締結する者をいいます。

(5) 下請負者

次に掲げる者をいいます。

ア 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、受注者又はアに規定する者に公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(6) 受注者等

(3)の受注者及び(5)の下請負者をいいます。

3 基本理念

契約の公正性、透明性、競争性の確保や良好な品質の確保など、自治体の契約の基本となる事項に加え、下記のとおり、地域経済の健全な発展や労働環境の確保など、事業者、労働者、市民それぞれの視点に立った幅広い内容を基本理念として定めます。

- (1) 公契約の公正性、透明性及び競争性の確保
- (2) 適正な履行及び良好な品質の確保並びに市民サービスの向上
- (3) 関係法令の遵守及び談合その他の不正行為の排除
- (4) 地域経済の健全な発展及び地域における雇用の確保
- (5) 市民の安全、安心な暮らしに寄与する事業者及びその担い手の育成
- (6) 事業者の有する専門的な技術の承継
- (7) 労働者の適正な労働条件その他の労働環境の確保
- (8) 社会的課題の解決に資する取組み及び持続可能で活力ある地域社会の実現に資する取組みの推進

4 市の責務

3の基本理念に掲げた事項の実現に向け、市の責務として取り組むべき項目として、次の6項目を掲げます。

- (1) 公正で透明な入札の実施、積極的な情報公開
- (2) 契約の性質又は目的に合った適正な入札方法の採用、履行時期の平準化
- (3) 取引価格等を考慮した適正な予定価格の設定
- (4) 事業者の休日等を考慮した適正な工期の設定
- (5) 市内の事業者の受注機会の確保
- (6) 関係法令遵守のために必要な措置

5 受注者等の責務

3の基本理念に掲げた事項の実現に向け、受注者等の責務として取り組むべき項目として、次の6項目を掲げます。

- (1) 関係法令の遵守による労働環境の向上と公契約の適正な履行
- (2) 品質及び労働環境の向上に資する適正な価格での入札
- (3) 下請契約における市内事業者の選定及び市内事業者からの資材の調達
- (4) 地域における労働者の確保及び育成
- (5) 労働者の賃金等の向上及び安全な労働環境の整備
- (6) 市が実施する施策への協力

6 下請負者との契約

受注者等に対し、下請負者との契約に当たっては、法令を遵守するとともに、下請負者と対等な立場での合意に基づく適正な契約を締結することを求めます。

7 労働環境報告書

労働環境を守るため、下請負者を含む特定公契約の受注者等に対し、法令遵守を確認するためのチェックシート（労働環境報告書）の作成及び市への提出を義務付けます。労働環境報告書には、労働関係法令の遵守状況に加え、その業務に従事する労働者のうち、最も賃金が低い人の1時間当たりの単価も記載します。なお、提出された労働環境報告書は、市で内容をチェックした上で、窓口で関係者の閲覧に供します。

8 下請負者への明示

下請負者による条例の趣旨を理解した適切な労働環境報告書の提出を担保するため、受注者等が公契約を下請けに出す場合は、下請負者に対し、下請負者にも労働環境報告書の提出義務があること、提出した報告書が閲覧に供されること及び労働環境報告書の内容について報告を求められる場合があることを明示するよう求めます。

9 労働者への周知

条例の実効性を担保するため、特定受注者及びその下請負者に対し、労働環境報告書の項目、労働環境報告書の閲覧場所などについて労働者に周知する義務を課します。

10 労働者からの申出

公契約に従事する労働者は、労働環境が法令に違反している疑いがあるときは、市に申し出ることができるものとします。市は、そのための窓口を設置します。

11 不利益取扱いの禁止

10の申出や相談をしたことを理由とする解雇などの不利益取扱いを禁止します。

12 報告等の求め

10の申出があったときや、受注者等がこの条例や関係法令に違反している疑いがあるときは、市は、受注者等や関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求めます。

13 関係機関への通報

労働環境報告書の内容や労働者からの申出の結果、法令違反が認められる場合において必要があると認めるときは、市は、法令を所管する機関（労働基準監督署など）に通報します。

14 是正措置

労働環境報告書の提出がない場合、虚偽の報告をした場合その他公契約に係る労働環境について改善の必要があると市が認める場合には、受注者等に対し、是正措置を求めます。

15 公表

是正措置の実効性を担保するため、正当な理由がなく是正の求めに応じないときは、受注者等の入札参加資格を停止し、又は公表します。その場合には、受注者等に対し、あらかじめ理由を明示して通知し、弁明の機会を付与します。

16 従前従事労働者の雇用

業務委託などでは、入札の結果、事業者が変わる場合があります。その場合にも、雇用の安定やサービスの品質維持の観点から、従前の事業者には雇用されていた労働者が希望する場合、引き続きその業務に従事できるよう事業者側に配慮を求めます。

17 公契約審議会

公契約に関する施策の適正な実施を確保するため、松本市公契約審議会（以下「審議会」という。）を設置します。審議会は、労使双方の代表者及び学識経験者で組織し、条例の施行状況や条例の目的を達成するための施策について意見をいただくものです。現場の意見を踏まえ、条例を時代の要請に合ったよりよいものとするための組織です。

18 委任

この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。